

ごみ分別について

京都大学では、キャンパスから出る廃棄物について法律を遵守し、さらなる減量，再資源化に努めています。キャンパス内には、各所にごみ箱（リサイクルステーション）が設置されています。そこに掲示された分別表示に従い，きちんと分別してください。



特に注意が必要なものは，お弁当トレイ（きれいに洗われたもの），発泡スチロール，ビニール袋等の「プラスチック類」です。それらは，「燃やすごみ，一般廃棄物」ではなく，「プラスチック類」として分別される事により，再利用品としてリサイクルされます。詳しくは，各リサイクルステーションに掲示された分別表示をご確認ください。

さらに，「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」が改正され，従来「古紙」として分別されていたダンボールや雑誌，新聞紙のほか，「雑がみ」としてお菓子の箱等の紙箱や包装紙，メモ用紙や封筒等を分別し，リサイクルすることが義務化されました。

京都市内の事業所における紙ごみの40%はリサイクルできる「雑がみ」です。つまり，雑がみの分別・リサイクルをすることで，まだまだごみの減量ができます。「雑がみ」は可燃ごみとして捨てるのではなく，分別することによりリサイクルに努めましょう。

雑がみの例

京都市役所 HP『京都市情報館，暮らしの情報』より抜粋
<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000172959.html>

● 紙袋



● 包装紙



● 紙箱



● メモ用紙
● コピー用紙



● 封筒・はがき



● 紙の芯



● 台紙・画用紙



● カレンダー



● 雑誌



● チラシ・カタログ



また，家庭や下宿先，アパートで生じたごみは学内に持ち込まないでください。それらは居住地のごみ分別のルールに従い，適切にごみの廃棄・分別に取り組んでください。ごみに関して，何か分からないことがあれば，サステイナブルキャンパス推進室【※】までお問い合わせください。

【※】 施設部環境安全保健課サステイナブルキャンパス推進室

Tel : 075-753-2362 E-mail : kankyo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp